



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング  
**あおぞらLetter**

〒101-0048  
東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F  
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276  
担当: 品田

## 障害者雇用納付金について② ~今年(4/1~5/15)の障害者雇用の申告について~

今回のあおぞらレターでは、144号に引き続き障害者雇用納付金制度についてお伝えいたします。  
第2回目の今回は、申告上の留意点を昨年からの改正点をふまえてお伝えします。



### 申告にあたっての昨年との変更点

#### (1) 次のように申告書式、添付書類が変更されました。

- ①障害者雇用納付金申告書の「障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)」の書式変更  
障害者の各月の所定労働時間・実労働時間の時間数を記載する必要があります。
- ②調整金・報奨金を受ける場合の添付書類の追加(常時雇用している労働者が300人以下の事業主の場合のみ)
  - ・対象障害者の源泉徴収票の写し
  - ・障害者手帳の写し/養育手帳の写し が追加して必要です。

#### (2) 常用労働者、障害者について勤務実態もカウントに加味します。

●申告書の記載にあたり、母数となる常用雇用労働者数は次のとおりカウントします

週の所定労働時間	区分	カウント
30時間以上	短時間以外の常用雇用労働者	1
20時間以上 30時間未満	短時間労働者	0.5
20時間未満	- (常用雇用労働者に該当しない)	0



↓ 所定労働時間と実労働時間に乖離がある場合のカウント方法がわかりました

●月の所定労働時間の変動有無により、次のように実態と所定に乖離があれば実態から判断します

月の所定 変動なし	所定労働時間や「雇用区分」を鑑み、実労働時間が満たない月が半分以上ある場合は、 実労働時間で「雇用区分」を判断する	「雇用区分」	
		月の労働時間	カウント
月の所定 変動あり ※	毎月の所定労働時間が変動し、「雇用区分」が判断できない場合、原則、1年の実労働時間合計を12で除した時間数で「雇用区分」を判断する	120時間以上	1
		120時間未満 80時間以上	0.5
		80時間未満	0

※雇用契約書等で週の所定労働時間を定めていない場合(シフト勤務など)や1年単位の变形労働時間制を適用の場合など

例) 週の所定労働時間=30時間の場合のカウント(年間で所定労働時間が変動しないパターン)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
所定労働時間	126	132	132	132	114	126	138	132	132	114	114	120
実労働時間	126	132	132	132	114	108	102	126	126	114	114	119

※実労働時間が所定労働時間もしくは120時間以上を満たしている月が半分以上 ⇒ 毎月のカウント=1で行う

障害者の短時間等判定も考え方は同様です。

詳しくは独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構へお問い合わせください。 <http://www.jeed.or.jp/>

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277